

次の理由で投票が困難な方は…

代理投票・点字投票

身体が不自由などの理由で候補者の氏名などを記載することができない方は、投票所の職員に申し出ることで、投票所での代理投票や点字投票をすることが出来ます。

代理投票は、職員が本人の指示する氏名や政党名を記載し、もう一人の職員がこれに立ち会う制度です。このときに書いた内容は、他に漏れる心配は絶対にありませんのでご安心ください。

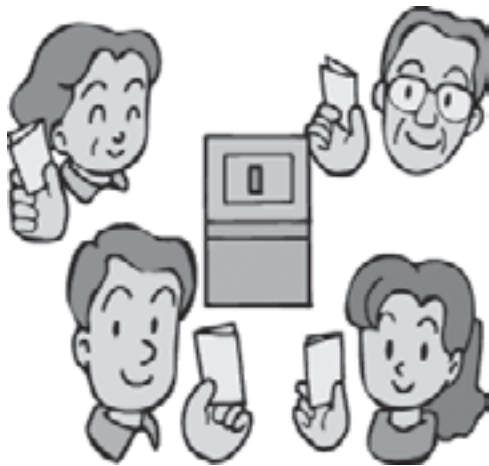
不在者投票

○市外に滞在中の方

市外に滞在・旅行中の方は、滞在先の市区町村選挙管理委員会において不在者投票することが出来ます。その際は、投票用紙を滞在先へ郵送しますので、本市選挙管理委員会にお早めに請求してください。

○入院・入所中の方

茨城県選挙管理委員会の指



問 市選挙管理委員会
(伊奈庁舎総務課内)
☎ 58-2111 (内線1215)

定する病院や老人保健施設・老人ホームなどに入院・入所している方は、そちらの施設において不在者投票することが出来ます。その際は、入院・入所されている病院や老人ホームなどに、お早めにお問い合わせください。

○郵便による不在者投票

重度の障がいのある有権者のために、本人が自宅などで投票できる制度です。
対象となる方は、身体障害者手帳か戦傷病者手帳をお持ち

ちの方で、両下肢などに重度の障がいのある方、または介護保険の被保険者証に要介護状態区分が「要介護5」の方です。

また、郵便投票対象の方で、上肢や視覚の障がいにより候補者氏名や政党名などを記載することができない方は、代理投票することが出来ます。いずれも、あらかじめ郵便等投票証明書の申請・交付手続きが必要になりますので、お早めに市選挙管理委員会にお問い合わせください。

郵便等による不在者投票の対象者とは？

郵便等による不在者投票は、身体障害者手帳か戦傷病者手帳をお持ちの選挙人で、次のような障がいのある方（○印の該当者）または、介護保険の被保険者証の要介護状態区分が「要介護5」の方に認められています。

	障がい名	障がいの程度		
		1級	2級	3級
身体障害者手帳	両下肢、体幹、移動機能の障害	○	○	△
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障害	○	—	○
	免疫の障害	○	○	○

	障がい名	障がいの程度			
		特別 項症	第1 項症	第2 項症	第3 項症
戦傷病者手帳	両下肢、体幹の障害	○	○	○	△
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障害	○	○	○	○

要介護状態 区分
「要介護5」

※手帳の記載では、該当するかわからないときは、市選挙管理委員会にお問い合わせください。